様式第８１号（第144条関係）

|  |
| --- |
| 行政財産使用許可書  申請者　住所  （使用者）氏名  　　　年　　月　　日付申請のありました行政財産の使用については、八頭町財務規則第144条第２項の規定により、別紙の条件を付して許可します。  　　　　　　年　　月　　日  町長 |

（別紙）

|  |
| --- |
| 許可条件  １　使用を許可する物件は、次のとおりとする。  名称及び使用場所　　　　　　　別紙図面のとおり  所在地  土地の地目又は建物の種類及び構造  使用面積  ２　使用者は前項の物件を　　　　　　に使用しなければならない。  ３　使用期間は許可の日から　　年　　月　　日までとする。ただし、期間満了の日から30日前までに書面による申出がないときは、向こう１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。  ４　使用料は一金　　　　　円とする。  ５　使用物件は、維持保存のため通常必要とする経費のほか、当該使用物件に付帯する電話、冷房、暖房、電気、ガス及び水道等の諸設備の経費を負担すること。  ６　使用物件は、常に善良な管理者の注意をもって使用すること。  ７　使用期間中、使用物件を第２項に指定する使用目的以外の用に供しないこと。  ８　使用物件について修繕、模様替等をしようとするとき又は使用目的を変更しようとするときは、あらかじめ書面をもって町長の承認を得ること。  ９　使用物件を他の者に使用させ又は担保に供しないこと。  10　町において公用又は公共用に供するため使用物件を必要とするとき若しくは許可条件に違反したときは、使用許可の取消し又は変更をすることがある。  11　使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了したときは、自己の負担において町長が指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還すること。ただし、町長が特に承認したときは、この限りでない。  12　町長は、使用者が原状回復の義務を履行しないときは、使用者の負担においてこれを行うことがある。この場合使用者は、何らの異議を申し立てることはできない。  13　使用者の責めに帰する事由により使用物件の全部又は一部を滅失し、若しくはき損したときは、当該滅失又はき損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。ただし、第11項の規定により使用物件を原状に回復した場合は、この限りでない。  14　使用許可の取消しがあった時は、使用物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の費用は請求することはできない。  15　使用物件について随時に実地調査し又は所要の報告を求め、その使用に関し必要な指示をすることがある。  16　この物件の使用について疑義を生じたときは、すべて町長が決定する。 |